

仕 様 書

1. 件名

令和7年度都市間連携に係るPRツール（ウェブサイト・デジタルパンフレット）制作業務委託

2. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

3. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 目的

財団では、企業系会議や国際会議（以下「国際会議等」という。）の東京開催の機会をとらえ、会議参加者の地方送客を促すために、主催者等に対してアフターコンベンション等のメニューとして連携7都市（石川県、京都市、福岡市、札幌市、名古屋市、沖縄県、福島県）を訪問するプログラムを提案している。

本委託は、上記プログラムを紹介するPRツール（ウェブサイト・デジタルパンフレット）を改訂・更新し、円滑に運営することで、それぞれの魅力を広く外国人に伝えることを目的とする。

ターゲットユーザー：東京で開催される国際会議等の主催者、及び海外からの参加者やその家族等

5. 対象ウェブサイト

(1) サイト名：Tokyo General Information & Beyond Tokyo “About Tokyo”

(2) URL：<https://abouttokyo.jp/>

(3) 言語：英語

6. 委託内容

国際会議等で東京を訪問する外国人向けに、既存のAbout Tokyoウェブサイトを基礎として、情報を更新すること。

(1) モデルコースの改訂

「6. 委託内容（2）及び（3）」で制作するPRツールへの掲載メニューとして、以下のとおりモデルコースを改訂し、それに係る付帯業務（詳細は「6. 委託内容（2）」を参照のこと。）を行うこと。

なお、モデルコースの改訂は国際会議等の前後に海外からの参加者が訪問可能な内容であることを前提として、閉鎖・休館した施設などの差し替え程度の範囲とする。

(ア) モデルコース内容

① コース：各都市2コース（個人旅行・団体20名旅行 各1コース）

※ただし、福島県は、3コース（全て団体旅行）である。

② 旅程：個人旅行・東京発一泊二日、団体旅行・東京発二泊三日

※ただし、福島県は、団体旅行東京発一泊二日×1コース、二泊三日×2コース

③ オプションとなる訪問先施設

コース内及びオプションの訪問先は観光スポット、地域に根付いた産業施設、体験プログラム等とする。

(イ) 試算

各コースの改訂に際して、モデルコースの顧客単価に変更が出る場合はその旨財団に知らせること。団体旅行については20名程度が参加した場合の顧客単価とする。宿泊については、各モデルコースにおける宿泊施設を複数想定し、平均の価格を算出すること。

(ウ) コース選定

コース改訂にあたり、選定する訪問先は、原則として英語でのコミュニケーションを含め、海外からの訪問客にも対応できる体制や設備を整えた施設であること。

(エ) 連携

コース改訂にあたり、国際会議等におけるツアー造成実績を持つ旅行業者や各連携都市のコンベンションビューロー等と連携し、上記(ア)～(ウ)及び「6. 委託内容(2)」記載の改訂内容の確認を行うこと。上記の連携及びヒアリング等に係る費用は本委託費用に含めるものとする。

(2) ウェブサイトの情報更新

以下のコンテンツを含み、できるだけコンパクトな内容とする。

(ア) 東京お役立ち情報(トップページ)

会議参加者等にとって役立つ旅情報(交通情報・気候・Wi-Fi環境・慣習・観光スポット等)や東京PR動画等。情報は財団の承認を得て作成すること。

(イ) 連携7都市のモデルコース改訂内容確認及び更新(地図の更新含む)

更新に当たっては全コースの全施設と改訂・更新情報について確認し、修正箇所については財団に報告すること。

(ウ) 連携7都市の基本情報の更新(100ワード程度×7都市)

基本情報(地理情報、東京からのアクセス、気候など)を確認及び更新すること。更新がある場合は財団に報告すること。

(エ) デジタルパンフレット

連携7都市のデジタルパンフレットを上記変更に伴い同じ形式で更新すること。連携6都市(石川県、京都市、福岡市、札幌市、名古屋市、沖縄県)が1種、福島県が1種の計2種である。

(3) ウェブサイトの改修

(ア) デザイン、レイアウトは現状を踏襲しつつ、サイト内での回遊を促すデザインとすることとし、修正案を2案提案し、財団の承認を得て確定すること。

(イ) パソコン及びモバイル端末からも情報閲覧が容易なレスポンシブデザインとすること。

(4) アクセス解析及びアクセス件数の向上

(ア) SEO対策

海外ユーザーからのアクセス向上のためのSEO対策を実施すること。

(イ) 活動状況と効果の共有

①アクセスレポート(月次)

毎月アクセス解析を行い、活動状況やアクセス解析・分析結果の記録・管理を行うこと。報告には以下の内容を含むものとし、毎月財団に提出すること。

- ・表示回数(総ページビュー)
- ・ユーザー数
- ・新しいユーザー数(新規ユーザー数)

- ・セッション数・地域別ユーザー数、セッション状況・コンテンツアクセス状況・参照元等のデータ
- ・資料（PDF）のダウンロード数・その他計測することで効果的にウェブサイトのアクセス状況を把握できる項目

②報告書（年間）

前年度からの変更点、年間のアクセスログ、次年度以降の改善点等をまとめ、年度末に提出すること。

(5) システム・サーバー等の運用管理・保守・セキュリティ対策

以下の条件を踏まえてサイトを管理運営すること。

(ア) サーバー等の運用管理・保守

ウェブサイトは、受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は当該ウェブサイト運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、ログ管理、モニタリング等の管理を行うこと。また、サイト閲覧が不可能になった場合、直ちに検知できる仕組み等を用意すること。

(イ) テストサイト（ミラーサイト）の設置

更新ページの公開前に、財団が事前確認するためのテストサイト（ミラーサイト）を受託者にて設置すること。

(ウ) セキュリティ対策

① 常時SSL化対応を講じること。

※SSLの契約期限終了までに、新たに契約更新・設定を行うこと。それに伴う費用は本委託費用に含めること。

② JQueryバージョン3.5.0以降にアップグレードすること。

バージョンアップ、動作検証、プログラム修正

③ 悪意のある第三者からの攻撃を受けた場合に即時対応できるセキュリティ対策を図っておくこと。

④ GDPR（EU一般データ保護規則）及び各地域の個人情報取扱規約、プラットフォーム利用規約に則り、必要に応じてクッキーポリシーの更新作業（日・英）を行うこと。作業に当たっては、受託者自身でも最新の情報収集に努めること。またコンセンストツールとして令和5年度に導入した、One Trust (<https://cookie.bizrisk.iiij.jp/function>) を継続して使用すること。なお、コンセンストツールの利用に係るライセンス費用は別途財団が負担する。

(6) 定期ミーティングの実施

四半期に1度を原則として、進捗状況、スケジュール調整、サイトの改善等について財団と打合せを行うこと。

(7) その他

(ア) 校正

原稿の校正を綿密に行うこと。文字化け、レイアウト崩れ、リンク切れ、ページ非表示などの不具合についてもチェックし、誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

文字校正は2回以上行うものとする。

(イ) 写真の手配について

① 制作に使用する写真等については、別途指示のない限り、各都市のコンベンションビューロー、施設等と連携の上、受託者が手配し、使用許可を申請すること。既存の写真についても

著作権の期限がある写真（数点程度）については再度使用許可を申請すること。

② 写真購入等に必要経費は受託者の負担とし、必要経費は全て本業務委託費用に含むこと。
また、使用権利は財団に帰属する。購入点数は5点程度とする。

③ 有料写真は原則として一時レンタルではなく永久に財団の使用権利が得られるものとする。

(ウ) 言語

アメリカ英語とし、テキストは、財団他情報元より提供される情報や原稿を基に、日英翻訳及び英語コピーライティングを行うこと。英語はネイティブチェックを必須とし、ターゲットユーザーが違和感なく受け入れることのできる英文を作成すること。また、その費用は本委託費用に含めること。英語での提案内容に対して著しく問題があると財団が判断した場合は、再提出やネイティブチェック担当者の変更を依頼する必要がある（その場合は校正回数に含まない）。

(エ) サーバー及びコンテンツの引継ぎ

サーバー及びコンテンツの引継ぎは契約締結日以降現事業者と連携し速やかに行い、1か月以内に完了すること。引継ぎに必要なコストを委託費に含めること。

7. 全体スケジュール

下記で示す各スケジュール及び納品日に合わせ、受託者は、契約締結後速やかに、詳細スケジュールを提出すること。

(1) モデルコース改訂の提案

令和7年5月中（予定）を目途とする。

(2) ウェブサイト情報更新及びデザイン改修の反映

令和7年7月中（予定）を目途に情報更新及びデザイン改修を反映し、運営すること。

8. 納品について

(1) 以下成果物を納品すること

(ア) HTMLウェブサイト

(イ) デジタルパンフレットPDF

(ウ) 制作に伴い受託者が購入及び使用した写真データ。ウェブサイトに掲載していない写真を含む。

(エ) アクセスレポート（月毎・年間）

(オ) 報告書（年間）

前年度からの変更点、年間のアクセスログ等を含む報告を行うこと。

(2) 納入場所

財団の指定する場所

9. 実施体制

(1) 受託者は契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えその内容を書面にて提出すること

（「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」*参照）。また、緊急時にも確実な連絡体制とするため、「緊急連絡体制図」を作成し、電話番号・メールアドレス（2つ以上）及び夜間・休日の連絡先を提示すること。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

(2) 受託者の対応時間は、祝日、振替休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、平日午前9時から午後5時45分までとする。ただし、システム障害や不正アクセス、データ改ざんが発生した際は、夜間・休日でも可能な限り速やかに対応すること。

1 0. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

1 1. 秘密の保持

受託者は、「1 0. 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「1 0. 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1 2. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 3. 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」**及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」***を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」****に定められた事項を遵守すること。
** https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyokou.pdf
*** https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf
**** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc
- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*（「9. 実施体制」参照）に定める事項を遵守すること。
- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。
 - (ア) 本事業のウェブサイトを通じて得たユーザーの氏名/連絡先/メールアドレス など
 - (イ) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
 - (ウ) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (4) 本事業の遂行にあたり「1 0. 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある 事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
 - (ア) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - (イ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1 4. 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

1 5. 契約更新について

- (1) 本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと、1年間を単位として最大2回まで本契約を更新することができる。
- (2) 更新を検討するに当たって財団において評価会を実施するため、財団からの指示に従い、業

務報告書を提出すること。

- (3) 更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。
- (4) 契約更新に当たっては、該当年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、財団収支予算が財団評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

16. その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、履行期間開始までに本契約に関する必要事項について財団に確認し、前年度業務からの円滑な継続運営を行うこと。
- (3) 契約満了若しくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意する。また、新規受託業者が本サイトの更新・運営管理を円滑に進めるために必要な情報提供及び対応は、契約期間終了後においても速やかに行うこと。
- (4) 契約金額には「16. その他(2)(3)」に関わる費用が含まれるものとする。
- (5) 契約満了若しくは契約解除により新規受託業者への業務引継ぎが完了した場合には、業務に関する情報、データ、資料等は適切に破棄・消去すること。
- (6) 障害・事故等が発生、及びその恐れがある場合は、直ちに財団へ連絡後、速やかにこれを処理し書面で報告を行うこと。
- (7) 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (8) 財団からの情報セキュリティに関する調査等の求めに応じて、以下のとおり対応すること。
 - (ア) 調査依頼への協力
財団から依頼する情報セキュリティに関する調査依頼に対して全面的に協力すること。
 - (イ) 調査実施後の指摘事項の対応
指摘事項のあった場合は、その重要度に応じて、優先順位の指定のある場合はそれに従い、財団と相談の上、対応を検討すること。
- (9) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (10) 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。また本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- (11) 本契約は、令和7年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決成立し、令和7年度の財団収支予算が令和7年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団
コンベンション事業部